

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3140697号
(U3140697)

(45) 発行日 平成20年4月10日(2008.4.10)

(24) 登録日 平成20年3月19日(2008.3.19)

(51) Int.Cl.

G09F 13/02 (2006.01)

F 1

G09F 13/02

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2007-7842 (U2007-7842)
(22) 出願日 平成19年10月12日(2007.10.12)(73) 実用新案権者 000108465
ソレックス株式会社
岡山県岡山市番町1丁目1番8号
(72) 考案者 守分 巧
岡山県岡山市津高1444-24

(54) 【考案の名称】 バス停留所時刻表照明装置

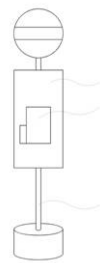
(57) 【要約】

【課題】

本考案はバス停留所におけるバス時刻表の照明装置を設置時に配線工事等を伴うこと無い為、安価に設置することが出来ると同時に、ランニングコストも低くしたバス停留所時刻表照明装置を供給することにより乗客の便宜を図ろうとするものである。

【解決手段】本考案はバス停留所時刻表照明装置本体に電池と光源を設け、照明が必要な都度、押しボタンスイッチを押して時刻表を照明することにより電池寿命の延長を図ると共に配線工事を伴わない為、取り付け工事の低価格化を図り、取り付けに盗難防止ネジを使用することにより盗難防止をも図るものである。

【選択図】 図 1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

バス停留所の時刻表照明装置において、電池を内蔵しスイッチを押した時だけ照明が点灯することにより電池の消耗時間を少なくすると同時に簡易にバス停留所標識に取り付けることが出来るバス停留所時刻表照明装置。

【請求項 2】

バス停留所の時刻表掲示板裏面から照明装置に向けて盗難防止用特殊ネジで取り付けることにより悪戯や盗難防止を図ることを目的としたバス停留所時刻表照明装置。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】**

10

【0001】

本考案は、バス停留所における時刻表の照明装置に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来のバス停留所における時刻表は、都市部にある大型のものを除いて停留所の標識ポールに時刻表掲示板を設けたものが大部分であり夜間においては照明が無い為、時刻表を読み取ることが困難であった。

【0003】

この改善策として、簡易にバス停留所標識に取り付けられ、時刻表を読み取ることが出来る照明装置を提供するものである。

20

【考案の開示】**【考案が解決しようとする課題】****【0004】**

特に人口過疎部におけるバス停留所においては、夜間は照明が無い為に暗く、また照明装置を取り付けようとしても、商用電源を用いる装置では大掛かりとなり費用的にも非常に困難であった。太陽電池を用いたものも、本体費用、取り付け費用、メンテナンスを含めて問題が多く難しい状況である。

またこの照明装置は、悪戯や盗難についても配慮する必要があった。

【課題を解決するための手段】**【0005】**

30

本考案は、この問題点を解決するために、強固な筐体の中に電池と光源を設けた一体型とし必要時にスイッチを押した時だけ時刻表を照射するものである。また取り付けは、悪戯や盗難防止の為に一般の工具では廻すことの出来ない特殊ネジを使用することにより悪戯や盗難防止の効果がある。

【考案の効果】**【0006】**

本考案を実施した効果は、本体をバス停留所の時刻表掲示板に取り付けるだけで良く、取り付けの為に配線工事等が不要なため取り付け費用が非常に安価であり、また必要な時だけスイッチを押して点灯させることにより電池の消耗を大幅に抑えることが可能である。

40

【考案を実施するための最良の形態】**【0007】**

本考案の照明装置を取り付ける場合は、停留所標識から安全の為に出来るだけ突出しないほうが望ましく、このことからバス時刻表の側方から照明を当てることが望ましい為、照明装置本体の側方に光源を設け手前にスイッチを設けた形状が望ましい。

【実施例】**【0008】**

以下、図面に従って一実施例を説明する。図1はバス停留所標識に本考案のバス停留所時刻表照明装置を取り付けた状態の図で、1は本発明を実施した時刻表照明装置で2のバス停留所標識の時刻表掲示部3に張られた時刻表4を照明するように取り付けられて

50

いる。

【 0 0 0 9 】

次に図 2 より本考案のバス停留所時刻表照明装置について説明する。1 の照明装置本体の側面に透明保護板 5 を設けその内側に LED の光源 6 を 3 個、設けている。正面には押ボタンスイッチ 7 が設けられており、これを押すことによって光源 6 が点灯する。本説明では電力消費の少なさから光源を LED で説明するが他の光源でも良いことは言うまでもない。また光源の個数も照射する時刻表の大きさに合わせて少なくしたり、増やしたりしても良いことは言うまでもない。

【 0 0 1 0 】

本実施例では筐体の蓋部イが矢符口のようにスライドすることにより電池の交換を行うことができるが、その開口方法は、もちろん他の方法でも良い。

10

【 0 0 1 1 】

図 3 は時刻表掲示部 3 に照明装置本体 1 を取り付ける状態を示し裏側から盗難防止用特殊ネジ 8 で照明装置本体を取り付けることにより盗難防止を防ぐ効果がある。盗難防止用のネジは特殊ドライバーでないと回らないものがあることは周知のとおりである。

【 産業用の利用可能性 】

【 0 0 1 2 】

本考案は、時刻表の照明に限らず他の掲示板や車内灯・室内灯、ポーチライトに活用できることは言うまでもない。

【 図面の簡単な説明 】

20

【 0 0 1 3 】

【 図 1 】 本考案を実施したバス停留所標識の状態を示す斜視図である。

【 図 2 】 本考案における照明装置本体の斜視図である。

【 図 3 】 本考案を時刻表掲示部に取り付ける状態を示す側面図である。

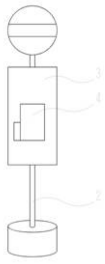
【 符号の説明 】

【 0 0 1 4 】

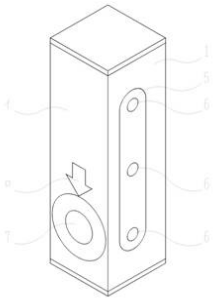
- 1 照明装置本体
- 2 バス停留所標識
- 3 時刻表掲示部
- 4 時刻表
- 5 透明保護板
- 6 光源
- 7 押しボタンスイッチ
- 8 特殊ネジ

30

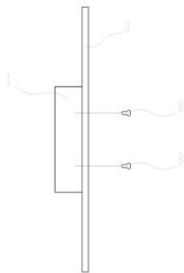
【図 1】



【図 2】



【図 3】



【手続補正書】

【提出日】平成19年12月28日(2007.12.28)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

バス停留所の時刻表照明装置において電池、スイッチ、照明装置を具備する照明装置でスイッチを押した時だけ、照明が点灯することにより電池の消耗時間を少なくすると同時に簡易にバス停留所標識に取り付けることが出来るバス停留所時刻表照明装置。

【請求項 2】

バス停留所の時刻表掲示板裏面から照明装置に向けて盗難防止用特殊ネジで取り付けることにより悪戯や盗難防止を図ることを目的とした請求項 1 に記載されたバス停留所時刻

表照明装置。